

中国国家市場監督管理総局との協力に関する覚書の締結について

令和元年5月27日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、東京において、中華人民共和国（以下「中国」という。）の競争当局である国家市場監督管理総局との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結した。覚書の署名者及び概要は、次のとおりである。

1 署名者

日本側：公正取引委員会 杉本和行委員長

中国側：国家市場監督管理総局 甘霖総局副局長

2 概要

(1) 協力の目的と原則

ア 両競争当局間の協力関係の進展を通じて、それぞれの国の競争法の効果的な執行に貢献することを目的とする。

イ 両競争当局は、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。両競争当局は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従って適切な措置を採る意思を表明する。

(2) 年次協議

両競争当局は、少なくとも年1回、情報交換等の目的のため協議を開催する。

(3) 情報伝達

両競争当局は、それぞれの管轄における競争政策及び競争法の執行に係る重大な進展等について、相互に継続的に情報提供する。

(4) 技術協力

両競争当局は、両国の競争政策の強化及び競争法の執行に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であると認識する。

(5) 通報

一方の競争当局が調査を行っている事件に、他方の競争当局の管轄地域内における企業が関与している場合、調査を行う当該一方の競争当局は、当該事件について当該他方の競争当局に通報する。

(6) 情報交換

両競争当局は、両競争当局が調査又は審査する個別事件について相互に情報提供を行う意思を表明する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

中国国家市場監督管理総局との協力に関する覚書（概要）

協力の目的と原則

両競争当局間の協力関係の進展を通じて、それぞれの国の競争法の効果的な執行に貢献すること。

両競争当局は、反競争的行為に対する取組により競争を促進。両競争当局は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従って適切な措置を採る意思を表明。

年次協議

両競争当局は、少なくとも年 1 回、情報交換等のため協議を開催。

情報伝達

両競争当局は、それぞれの管轄における競争政策及び競争法の執行に係る重大な進展等について、相互に継続的に情報提供。

技術協力

両競争当局は、両国の競争政策の強化及び競争法の執行に関連する技術協力活動において協力。

通 報

一方の競争当局が調査を行っている事件に、他方の競争当局の管轄地域内における企業が関与している場合、調査を行う当該一方の競争当局は、当該事件について当該他方の競争当局に通報。

情報交換

両競争当局は、両競争当局が調査又は審査する個別事件について相互に情報提供を行う意思を表明。

締結済みの競争法執行に関する協力協定等

<独占禁止協力協定>

国・地域	発効日	競争当局
米国	1999（平成 11）年 10 月 7 日	司法省，連邦取引委員会
E U	2003（平成 15）年 8 月 9 日	欧州委員会
カナダ	2005（平成 17）年 10 月 6 日	産業省競争局

<経済連携協定等（競争関連章・規定のあるもの）>

国・地域	発効日	競争/実施当局
シンガポール	2002（平成 14）年 11 月 30 日	競争委員会ほか
メキシコ	2005（平成 17）年 4 月 1 日	連邦競争委員会
マレーシア	2006（平成 18）年 7 月 13 日	国内取引・消費者省
チリ	2007（平成 19）年 9 月 3 日	（国家経済検察庁ほか）（注）
タイ	2007（平成 19）年 11 月 1 日	競争委員会
インドネシア	2008（平成 20）年 7 月 1 日	事業競争監視委員会
フィリピン	2008（平成 20）年 12 月 11 日	貿易産業省ほか
スイス	2009（平成 21）年 9 月 1 日	競争委員会
ベトナム	2009（平成 21）年 10 月 1 日	（競争庁ほか）（注）
インド	2011（平成 23）年 8 月 1 日	（競争委員会）（注）
ペルー	2012（平成 24）年 3 月 1 日	国家競争・知的財産保護庁ほか
オーストラリア	2015（平成 27）年 1 月 15 日	競争・消費者委員会
モンゴル	2016（平成 28）年 6 月 7 日	公正競争・消費者保護庁
T P P 11	2018（平成 30）年 12 月 30 日	—
E U	2019（平成 31 年）2 月 1 日	（欧州委員会）（注）
A S E A N	順次発効	—

（注）協定上は，競争/実施当局の定義がない。

<競争当局間の協力に関する覚書等>

締結当局	署名
フィリピン司法省	2013（平成 25）年 8 月
ベトナム競争庁	2013（平成 25）年 8 月
ブラジル経済擁護行政委員会	2014（平成 26）年 4 月
韓国公正取引委員会	2014（平成 26）年 7 月
オーストラリア競争・消費者委員会	2015（平成 27）年 4 月
中国国家発展改革委員会（注）	2015（平成 27）年 10 月
中国商務部（注）	2016（平成 28）年 4 月
ケニア競争当局	2016（平成 28）年 6 月
モンゴル公正競争・消費者保護庁	2017（平成 29）年 3 月
カナダ競争局	2017（平成 29）年 5 月
シンガポール競争委員会	2017（平成 29）年 6 月
中国国家市場監督管理総局（注）	2019（令和元）年 5 月

（注）中国国家市場監督管理総局とは、中国国務院の直属機関の競争当局であり、2018（平成 30）年に設立され、それまで中国商務部（企業結合に係る規制を所管）、中国国家発展改革委員会（価格に係る独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制を所管）及び中国国家工商行政管理総局（価格以外に関する独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制を所管）が行ってきた独占禁止法の執行を一元化した機関である。

中国国家市場監督管理総局との協力に関する覚書は、上記の一元化に伴って、過去に締結済みの中国国家発展改革委員会及び中国商務部との間の覚書を変更したものであるとともに、中国国家工商行政管理総局が所管していた規制を新たに対象に加えたものである。